

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第32回本部員会議

日時：令和4年1月7日(金) 17:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

- (1) 現在の発生状況について
- (2) 山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策について
- (3) 飲食店等への営業時間短縮要請について
- (4) その他

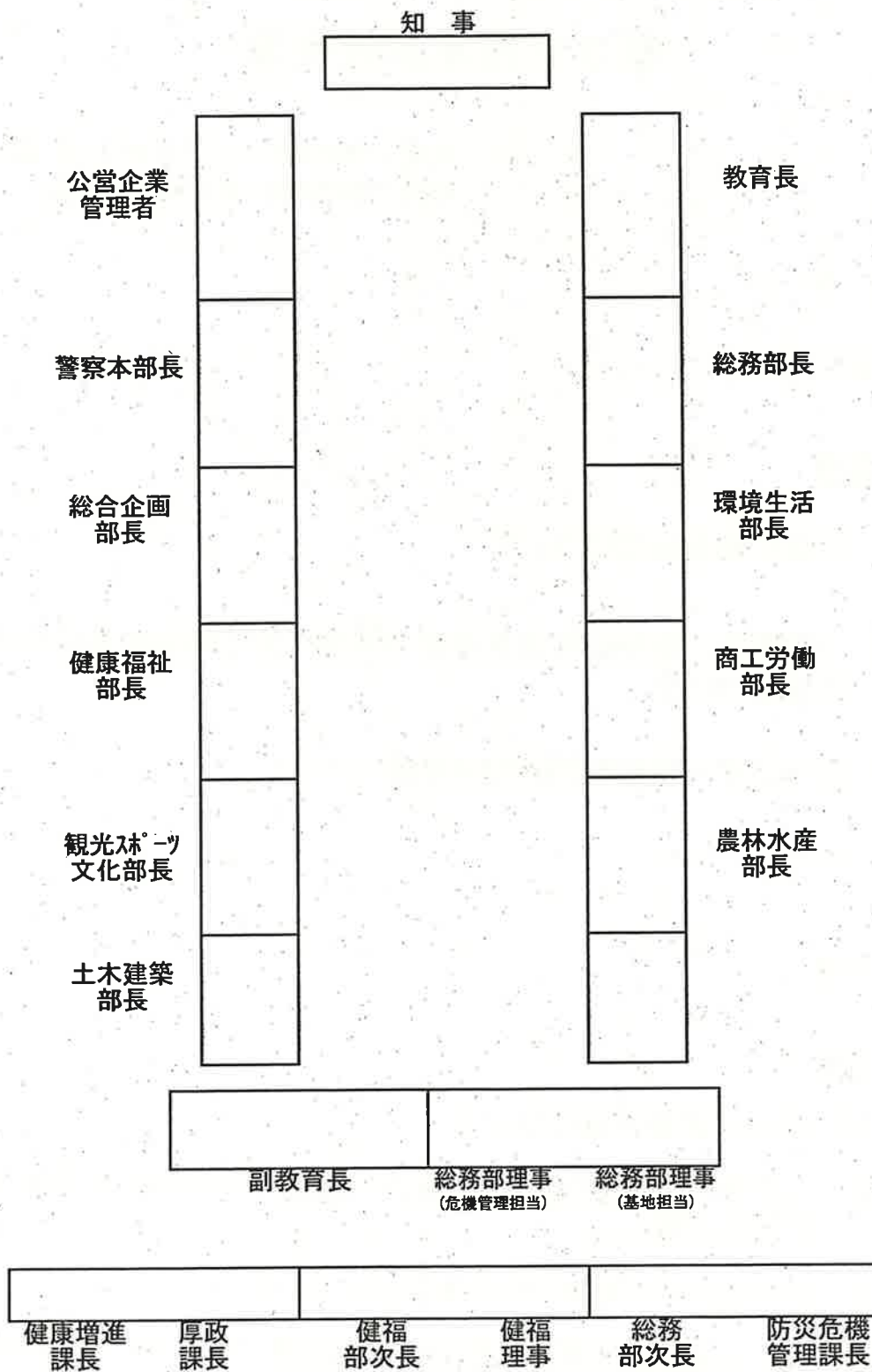
3 閉会

<配布資料>

- 資料1 現在の発生状況について
- 資料2 山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策（案）
- 資料3 飲食店等への営業時間短縮要請について
- 資料4 「まん延防止等重点措置区域」の適用に伴うPCR検査体制の強化について
- 資料5 中小企業事業継続支援事業
- 資料6 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第32回本部員会議 配席図

日時：令和4年1月7日(金)17:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第32回本部員会議

日時：令和4年1月7日(金)17:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長 知事

2 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者（企業局長代理出席）
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策(案)

令和 4 年 1 月 7 日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、感染力の非常に強いオミクロン株が年末以降、岩国市を中心とし、感染者が急増し、感染状況は医療提供体制への負荷が生じ始めるレベル2に移行したことから、県内全域への感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とするよう国へ要請した。

本日適用されたことを踏まえ、本県での感染の急拡大を最小限に抑え、医療提供体制における大きな支障を避けるため、集中的な対策を実施する。

2 集中対策の期間

1月9日(日)～1月31日(月)

※感染状況の改善が認められる場合は、対策期間内であっても、段階的な緩和や措置区域の一部解除を行う

3 まん延防止等重点措置の区域

岩国市、和木町

4 全県共通事項

(1) 県民・事業者への要請

1) 外出・移動に係る留意事項(法第24条9項)

- まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は慎重に判断
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- 「旅々やまぐち割」事業の新規予約を一時停止
- 「やまぐち割引宿泊券」の抽選販売受付を一時停止

2) 感染予防対策の徹底(法第24条9項)

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「定期的な換気」など、基本的な感染予防対策を徹底
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用するとともに、食事の合間の会話の際にはマスクを着用するなど、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談

○感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

3) 事業者における感染防止対策の強化(法第24条9項)

○職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底

○特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底

○まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は慎重に判断

○在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。

また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

(2) 学校における感染防止対策

○衛生管理マニュアルに定められた地域の感染レベル2に応じた感染防止対策の徹底

○県立学校の生徒・教職員等が公式大会やコンクール等に参加する際は、随時のPCR検査を実施

○部活動における練習試合や合宿等については、直近の地域の感染状況や自治体の発する要請等に留意して慎重に判断

(3) イベント等の開催

○県内開催のイベント参加人数の上限を2万人に制限

※参加人数が5千人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、感染防止安全計画を作成し、県に事前の確認をすること

5 重点措置区域に関する事項

(1) 岩国市及び和木町の県民、事業者への要請

「4 全県共通事項」に加え、以下の取組を要請

1) 外出・移動に係る留意事項(法第24条9項)

○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減

例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や飲食等の自粛

※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない。

- 「やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」の利用は慎重に判断
- 「旅々やまぐち割」事業の既予約分の利用は慎重に判断

2) 会食における感染予防対策の徹底(法第24条9項)

- 会食は、4人以下で短時間となるようにすること
- 20時以降、飲食店の利用を自粛

3) 飲食店等への要請(法第31条の6第1項等)

- 飲食店等の営業時間の短縮・酒類の提供停止、又は、休業
1/9(日)～1/31(日)の間、テイクアウト等を除く飲食店等に対し、営業時間は5時から20時までとし、酒類の提供は停止するよう要請するとともに、夜間の見回りを実施
- 4人以下の会食とする。(ワクチン検査パッケージ適用による人数の制限緩和は行わない。)
- 「やまぐち安心飲食店」の認証・非認証に関わらず、要請内容に協力した店舗に協力金を支給

4) 集客施設等(1,000㎡超)への要請(法第31条の6第1項)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令11条1項の施設(別紙参照)に対し、混雑時の入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置を要請

(2) 学校における感染防止対策

- 部活動は、公式大会やコンクール等を除き、原則、校内のみの活動

(3) イベント等の開催

- 原則、県主催イベントは中止、又は、延期

(4) 県有施設の利用制限

- 県民文化ホールいわくに、由宇青少年自然の家の新規予約を中止
- 予約済みの利用者に対しては、利用者に利用自粛を呼びかけ
※利用者が中止または延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない(すでに納付されている場合は全額還付)。
※中止または延期できない場合、利用者において感染対策を徹底した上で、施設利用を可能とする。

【別紙】

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 11 条 1 項の施設

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館 等	<p>【1,000 m²超】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会・展示施設	集会場又は公会堂, 展示場, 葬儀場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館, 美術館, 図書館 等	
商業施設	大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンター 等	
遊技施設	マーチャン店, パチンコ店, ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店, 射的場, 勝馬投票券販売所, ネットカフェ, マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯, ネイルサロン, エステサロン, リラクゼーション, 理美容店, 質屋, 貸衣装屋 等	

飲食店等への営業時間短縮要請について

1 要請概要

対象区域：岩国市、和木町の全域

対象店舗：食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店

※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックスや結婚式場等を含む

<対象外店舗の具体例>

宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する施設、夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

要請内容：「やまぐち安心飲食店」の認証店・非認証店ともに、

- ・営業時間を5時から20時までに短縮
- ・酒類の提供は終日停止
- ・同一テーブルの同一グループでの利用は4人以内に制限

2 要請期間

1月9日（日）～1月31日（月） 23日間

※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月11日（火）までに協力を開始

3 その他

○ 要請に協力した店舗に対し、協力金を支給

(主な支給要件)

- ・ 令和4年1月8日（土）以前から営業し、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
- ・ 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力していること（準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月11日（火）までに協力を開始。この場合、協力金の支給は要請に協力した日数分）
- ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること

○ 正当な理由がなく、要請に応じない場合、特措法に基づき、命令や命令違反の罰則（20万円以下の過料）、施設名の公表等を実施

○ ワクチン・検査パッケージ制度による人数制限の緩和は実施しない

第3期・飲食店等への営業時間短縮要請について

(令和4年1月9日(日)～令和4年1月31日(月))

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するため、20時までの営業時間短縮や酒類提供の停止にご協力ください。
ご協力いただいた店舗には、協力金を支給します。

対象店舗を見回り、協力状況を確認します。正当な理由がなく、要請に応じない場合、命令や罰則、施設名の公表等を実施します。

営業時間短縮要請の概要

対象区域

岩国市・和木町の全域

要請期間

令和4年1月9日(日)～1月31日(月) 23日間

※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月11日(火)までに協力を開始

対象店舗

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店
※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックスや結婚式場等を含む

<対象外店舗の具体例>

宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、
飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、
夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

要請内容

- ・営業時間を5時から20時までに短縮
- ・酒類の提供は終日停止
- ・同一テーブルの同一グループでの利用は4人以内に制限

協力金の主な支給要件

- 上記対象店舗であること
 - 令和4年1月8日(土)以前から営業し、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
 - 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力いただいていること
 - ・準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月11日(火)までに協力を開始
 - ・通常、20時を越えて営業していた店舗が、期間中、要請を受け、終日休業された場合も対象になります
 - 酒類の提供は、終日停止していること
 - 同一テーブルの同一グループでの利用は4人以内に制限していること
 - 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること(アクリル板の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)
 - 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示すること
- ※協力金の算定は、テイクアウトなど、要請対象外のものは除きます
※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます

お問い合わせ先

【山口県時短要請・協力金相談窓口】

電話番号： 083-933-3990

受付時間：9時～17時(1月10日(月・祝)までは、土日祝も開設しています)

支給金額の算定

<参考> 協力金の算定方法 ※協力金の支給は、要請に協力した日数分となります

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		～7.5万円	7.5万円～25万円	25万円～
中小企業・個人事業主 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日あたりの売上高の4割)	10万円/日
	支給総額 (23日分)	69万円	売上高10万円/日の場合 92万円 売上高20万円/日の場合 184万円	230万円

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業等においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 (上限:20万円)
--	----	--

申請の大まかな流れ

①要請内容や支給要件を確認してください ※協力金の案内やよくある質問等はHPに掲載

②時短要請に応じた営業を行う(20時以降の営業時間短縮、酒類提供の終日停止等)
 ・営業時間短縮又は休業に関するチラシを店舗内外に掲示
 ・店内で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策(アクリル板の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)を実施

③申請に係る必要書類の準備・確認

- 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
- 代表者の本人確認書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)の写し(運転免許証・保険証等)
- 申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目)
- 飲食業売上高等を確認できる書類(確定申告書の写し、青色申告決算書の写し、売上台帳等の写し等)
※下限額(日額3万円)で申請する場合は、飲食業売上高等の確認書類は不要
- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類(メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)
- 屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が分かる店舗の外観・内覧写真
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外への掲示状況が分かる写真

④申請(郵送又は電子申請) ※簡易書留など郵送物が追跡できる方法で郵送

申請方法

【申請受付期間】

令和4年2月1日(火)～令和4年3月18日(金)

【申請方法】

郵送又は電子申請で、申請書と添付書類を提出してください。

※レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください(控えは結果が出るまで保管)

※申請様式等については準備中ですのでお待ちください。(1月下旬県HPに掲載予定)

協力金の支払

審査完了後、順次支給となります。申請書類に不備がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでいます。申請書類に不備等がある場合は、審査に時間がかかることがあります。

まん延防止等重点措置適用に伴うPCR検査体制の強化について

まん延防止等重点措置区域となる岩国地域において、更なるPCR検査体制の強化を図る。

【概要】

1 一般県民向け

(1) 来場型

現行の検査体制に加え、新たに、来場型の臨時PCR検査会場を増設

[会場]：愛宕スポーツコンプレックス野球場〈キズナスタジアム〉

(岩国市愛宕町二丁目地内)

[期間]：1月11日(火)～

(2) 配布型

① 個人向け

検査キット配布型の会場を新たに開設

[会場]：岩国市民文化会館 一階展示室(岩国市山手町一丁目)

[期間]：1月11日(火)～

② 企業向け

職場単位に検査キットを配布し、従業員等へのPCR検査を実施

※予約方法等、詳細は、改めてお知らせします。

2 高齢者施設向け

高齢者施設の従事者を対象に検査キットを配布し、PCR検査を定期的に実施

中小企業事業継続支援事業

令和4年1月
商工労働部

まん延防止等重点措置により、影響を受けた県内中小事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付する。

1 名称

中小事業者緊急対策支援金

2 支援の内容

R4. 1月の売上がコロナ前と比較して30%以上減少した
県内中小事業者への支援金

国の事業復活支援金*とは別に県の支援金として給付

(1) 対象者

以下のいずれかに該当する者

○まん延防止等重点措置区域内に事業所を有する中小事業者（営業時間短縮要請の対象事業者は除く）○営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引のある県内に事業所を有する中小事業者

(2) 支援金額

法人：20万円 個人事業主：10万円

※ 事業復活支援金（国）

感染症により大きな影響を受けた中小事業者等に対し、地域・業種を限定せず、事業規模に応じて、最大で法人は250万円、個人事業主は50万円を給付

県民の皆様・事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、感染力の非常に強いオミクロン株の影響により全国的に感染者が急増しています。

本県においても、岩国市を中心に感染の急拡大が継続しており、1月6日には、1日あたりの感染者数が過去最多の181人となったことなどから、国に対し、本県へのまん延防止等重点措置の適用を要請しました。

そして、本日、国において、まん延防止等重点措置が本県に適用されることが決定したことから、本県独自の「山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策」を実施することといたしました。

県民・事業者の皆様には、ご負担をおかけしますが、オミクロン株の感染力が非常に強いことを踏まえ、これ以上の本県での感染拡大を食い止めるため、以下の取組に、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

＜山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策への協力＞

◎ 別紙「山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策」にご協力いただきますようお願いいたします。

＜ワクチン接種の検討＞

- ◎ ワクチン接種は発病と重症化を予防しますので、ワクチンの効果と副反応等のリスクを理解し、接種をご検討ください。
- ◎ ワクチン接種後も、基本的な感染予防対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ ワクチンを接種していない方及び接種できない方に対しても同様に、誹謗中傷や差別等を絶対にしないようお願いします。
- ◎ 公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和4年1月7日

山口県知事 村岡 嗣 政

現在の発生状況について

全世界及び日本国内の発生状況

○全世界（1/6 15:00時点） 【日本を除く】

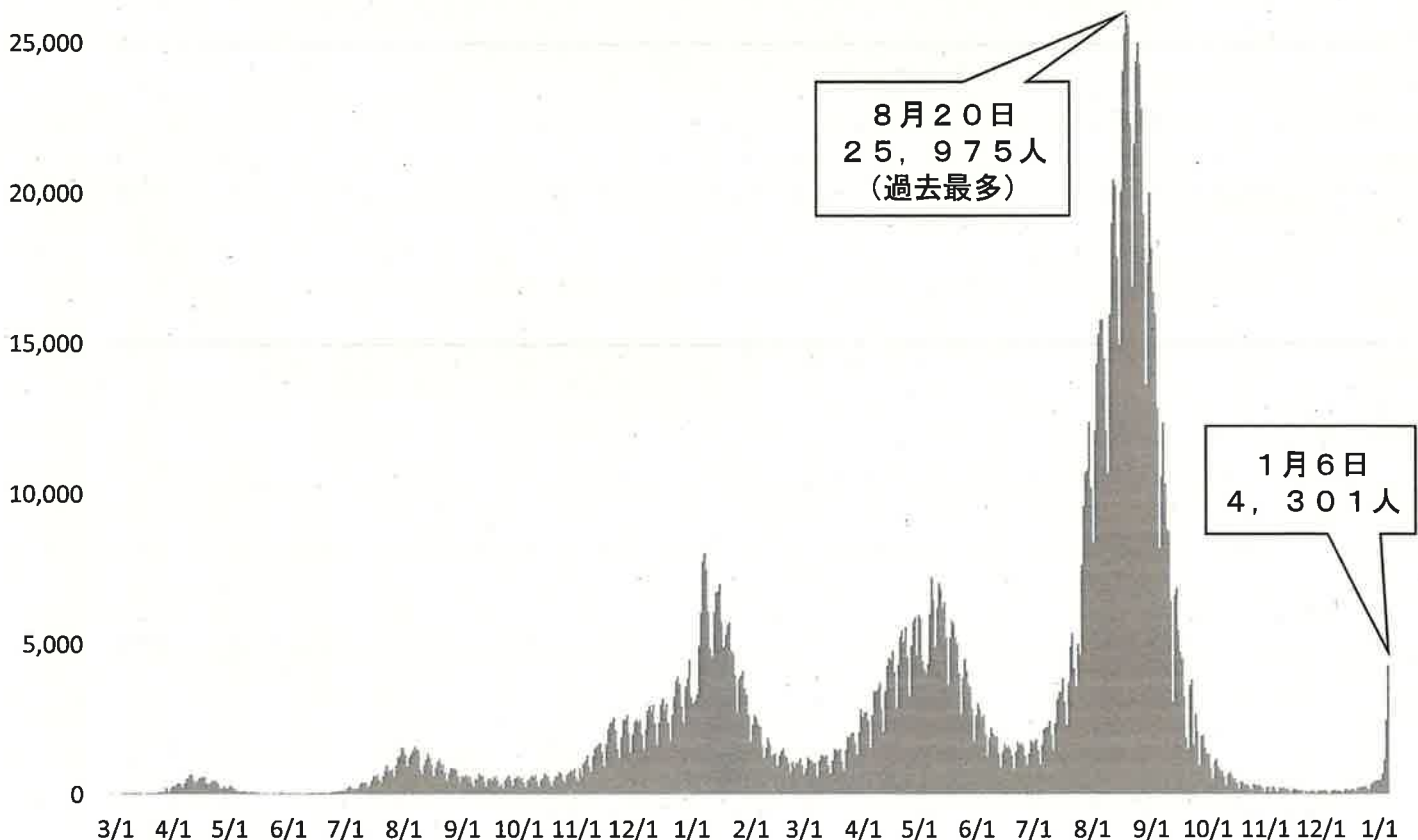
※厚生労働省公表数値

感染者数	死亡者数	※感染者の多い国
295,913,414	5,446,465	米国(57,702,377)、インド(35,018,383)、 ブラジル(22,328,252)、英国(13,918,510)

○日本国内（1/7 0:00現在）

	PCR検査 実施人数	陽性者数	入院治療等を 要する者の数 (うち重症者数)	退院又は 療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中
①国内事例 (③除く)	28,282,172	1,737,289	10,020(91)	1,708,602	18,390	1,107
②空港、海港検疫	1,369,365	6,243	1,285(0)	4,950	8	0
③チャーター便 帰国者事例	829	15	0(0)	15	0	0
計	29,652,366	1,743,547	11,305(91)	1,713,567	18,398	1,107

全国の新規感染者の推移



本県の感染状況 (1/7時点)

○感染者数

6,485人 (うち死亡93人)

○療養者数

療養者数	入院者数					宿泊療養者数等
	重症	中等症		軽症・無症状	計	
		Ⅱ	Ⅰ			
658人	1人	3人	27人	162人	193人	465人

○市町別感染者数

下関市	1,393	宇部市	716	山口市	739
萩市	54	防府市	565	下松市	223
岩国市	1,108	光市	121	長門市	56
柳井市	162	美祢市	42	周南市	664
山陽小野田市	280	周防大島町	19	和木町	43
上関町	8	田布施町	50	平生町	37
阿武町	0	県外	205	※居住地確認中のものを含む	

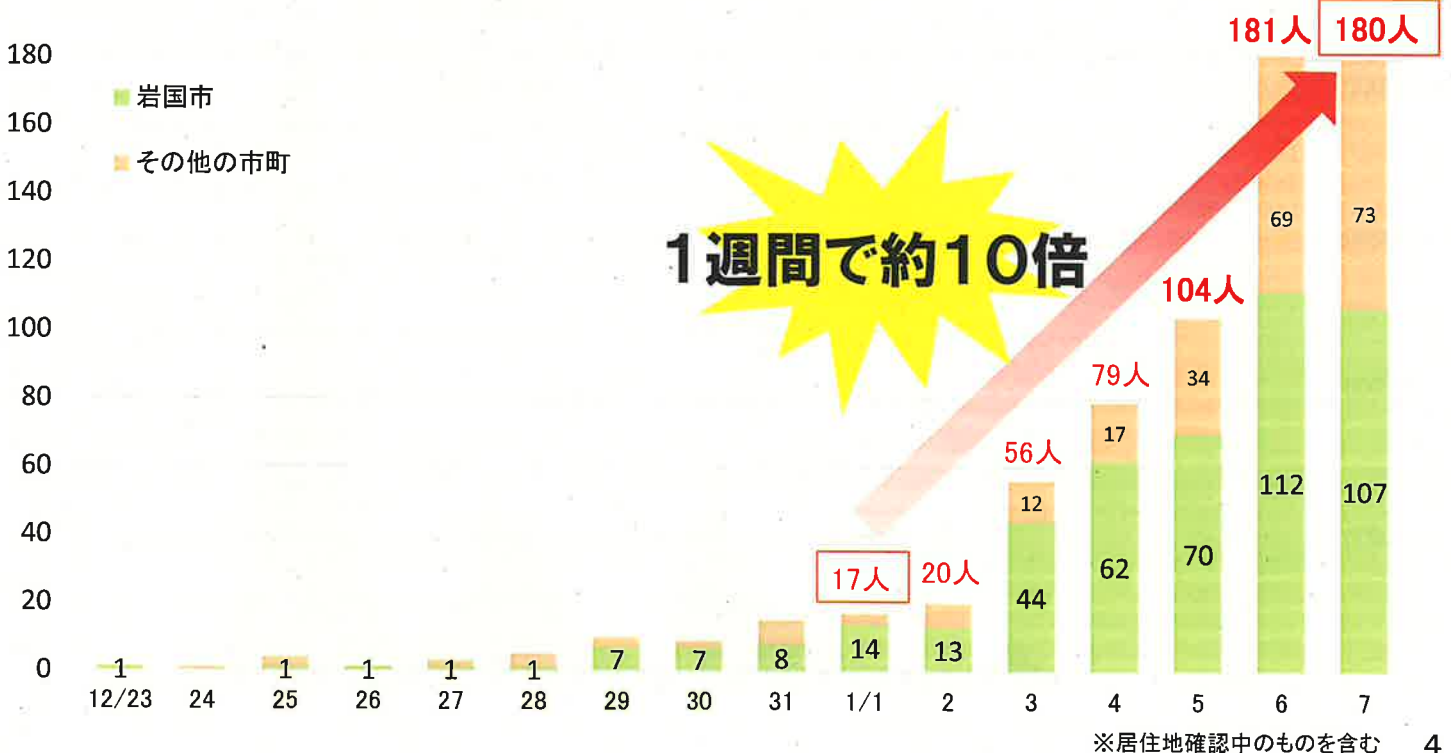
○PCR等検査 (R2. 2. 15~R4. 1. 2)

累計 222,391件 (12/27~1/2実績 6,555件)

3

県内の新規感染者の発生状況 (12/23~1/7<16日間>)

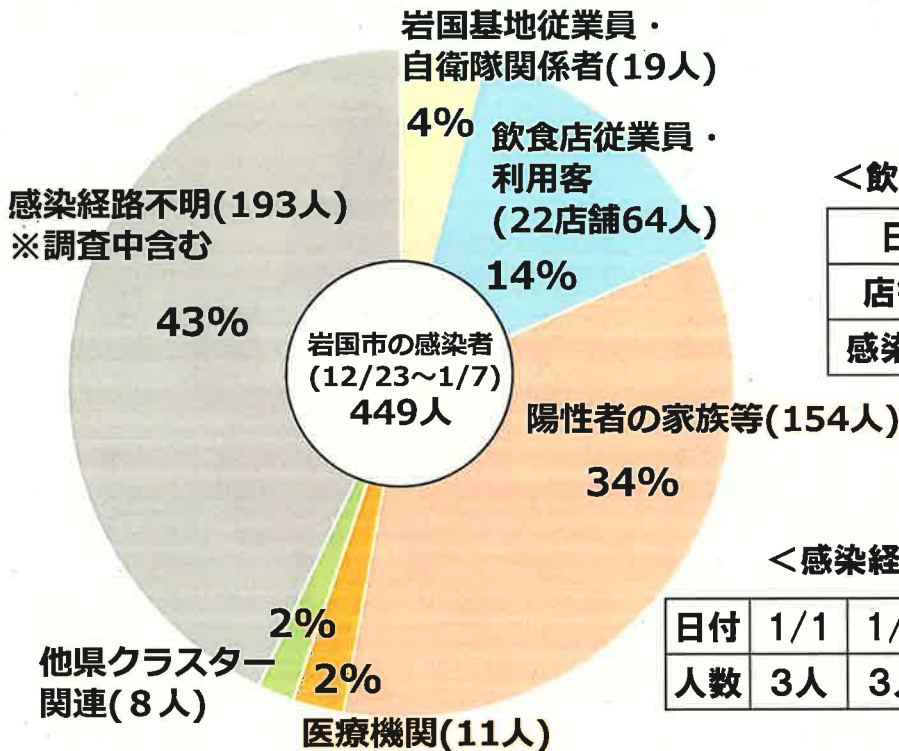
感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、
岩国市を中心に感染が急増。



4

岩国市における感染者の状況

- ・飲食店における感染を端緒に、家族等に拡大。
- ・感染経路が不明の事例も増加傾向。



<飲食店での感染状況(累計)>

日付	1/3	1/4	1/5	1/6
店舗数	13店舗	13店舗	20店舗	22店舗
感染者数	31人	44人	61人	64人

<感染経路不明な者(累計193人)>

日付	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7
人数	3人	3人	12人	9人	18人	63人	85人

5

モニタリングの状況

モニタリング指標		現状値 (1/7)	レベル2~4の基準値		
			レベル2	レベル3	レベル4
医療提供体制	① 確保病床使用率	35.2% (193床)	20%以上 (110~274床)	50%以上 (275床以上)	100%超
	② 重症病床使用率	2.1% (1床)	20%以上 (10~23床)	50%以上 (24床以上)	100%超
	③ 3週間後に必要と予測される病床数(推計値)	—	—	確保病床数以上	—
	④ 療養者数 【人口10万人あたり】	658人 【49.0人】	320人以上 【23.8人以上】	800人以上 【59.6人以上】	1400人以上 【104.3人以上】
感染状況	⑤ 直近1週間の新規感染者数 【人口10万人あたり】	637人 【47.5人】	204人以上 【15人以上】	340人以上 【25人以上】	—
	⑥ 直近1週間のPCR検査等陽性率(12/27~1/2)	1.21%	5%以上	10%以上	—
	⑦ 直近1週間の感染経路不明な者の割合(12/25~31)	23.3%	50%以上	50%以上	—

7指標のうち3指標で「レベル2」以上となり、医療提供体制に負荷が生じており、「レベル2」が継続している状況

〔参考〕
 レベル0…新規感染者数ゼロを維持できている状況
 レベル1…一般医療とコロナ医療の両立ができている状況
 レベル2…医療の負荷が生じはじめている状況
 レベル3…一般医療を相当程度制限しなければ対応できない状況
 レベル4…一般医療を大きく制限しても対応できない状況

6

市町別感染状況

<1/1~1/7(直近1週間)の人口10万人あたりの新規感染者数>

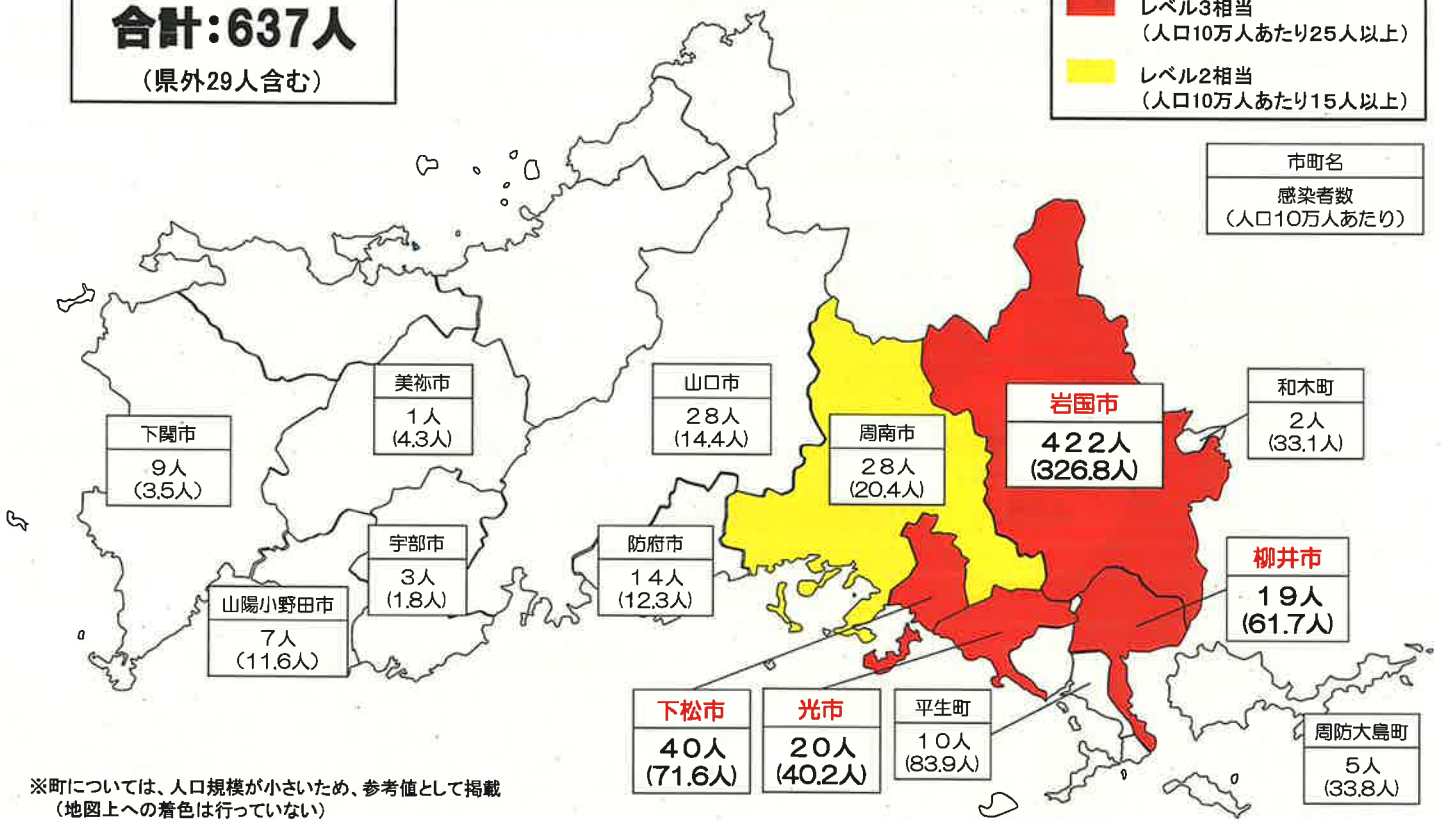
合計:637人

(県外29人含む)

<凡例>

- レベル3相当
(人口10万人あたり25人以上)
- レベル2相当
(人口10万人あたり15人以上)

市町名
感染者数
(人口10万人あたり)



7

まとめ

- ・県内では、3日連続で新規感染者数が100人を超え、直近1週間(1/1~7)では、過去最多の637人となった。
- ・とりわけ岩国市では、県内の約6割を占める感染者数が発生しており、東部地域の医療提供体制には、負荷が生じている。
- ・岩国市以外の地域においても、県外行動歴のある者から、家族・友人等に感染が拡大する事例など、年末年始の人流により、感染者が増加している。